

2011年2月3日

母体・胎児
暫定指導医 各位

日本周産期・新生児医学会
専門医制度委員会
委員長 楠田 聡
副委員長 岩下 光利

周産期（母体・胎児）暫定措置期間延長のお知らせ

2006年4月1日から始まりました暫定措置期間(母体・胎児領域)は2011年3月31日をもって廃止予定でしたが、引き続き暫定措置期間が5年間延長されることになりました。

更新の手続きは、基幹研修施設並びに指定研修施設へ、研修施設認定証・暫定指導医委嘱状の送付をもって完了といたします。

尚、現在既に補完研修施設として認定されている補完施設において、研修施設認定証発行のご要望がある場合は、3月末日までにファックスにてご連絡ください。

暫定措置延長に関してのお問い合わせ先・FAXの送付先

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2-30 メジカルビュー社内
日本周産期・新生児医学会 担当:伊藤
TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104